入札告示

札幌市告示第 4158 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年11月５日

札幌市長　　秋　元　　克　広

記

１　契約担当部局

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所１階
札幌市総務局行政部庁舎管理課管理係　電話011-211-2052

２　入札に付する事項

⑴　役務の名称
札幌市本庁舎構内除排雪業務

⑵　調達案件の仕様等
入札説明書による

⑶　履行期間
令和８年12月７日から令和９年３月31日まで

⑷　履行場所
札幌市役所本庁舎構内（札幌市中央区北１条西２丁目）

⑸　入札方法
タイヤショベル（1.4～2.0㎥）、ダンプトラック（10ｔ）、ダンプトラック（４ｔ）、普通作業員の１時間あたり単価にそれぞれの作業予定時間を乗じて得た額の合計による総価で行う。

内訳の記載に関して、１時間あたり単価は１円以上１円単位とし、１時間あたり単価が空欄もしくは０円で入札されたものは無効とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、契約金額は、内訳に記載されたそれぞれの１時間あたり単価及び当該１時間あたり単価に1/6を乗じて得た10分あたり単価（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に10％に相当する額を加算した金額（同上）による単価とする。

３　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　令和８～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」に登録されている者であること。

⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑷　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構

成員単独での入札参加を希望していないこと。
⑸　入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
ア　資本関係
(ｱ)　親会社と子会社の関係にある場合
(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ　人的関係
(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第１項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
⑹　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
⑺　令和８年度～令和11年度の札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地が「市内」として登録されている者であること。
⑻　令和８年度～令和11年度の札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、企業区分が「中小企業」として登録されている者であること。

４　入札書の提出場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記１に同じ。
⑵　入札書の受領期限
令和８年11月16日（月）17時15分（送付による場合は必着）
⑶　開札の日時及び場所
令和８年11月17日（火）10時00分
札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市本庁舎１階庁舎管理課事務室内
⑷　入札書の提出方法
入札書は、別紙１の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。
なお、詳細は入札説明書による。

５　入札手続等

⑴　入札保証金　免除
⑵　契約保証金　要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
⑶　入札の無効
ア　本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８号各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類（別記２参照）の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　　要

⑸　最低制限価格の設定　無

⑹　落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑹　詳細は入札説明書による。